

「臨時福祉給付金」および「障害・遺族基礎年金受給者向け臨時福祉給付金」の申請を受け付けます

消費税率が8%に上げられたことによる低所得者への影響を緩和するため、「臨時福祉給付金」を支給します。また、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者を支援するため、「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」を支給します。

なお、給付金の支給対象と思われる世帯には申請書などを8月末に郵送する予定です。申請受付期間内に手続きを済ませてください。

○臨時福祉給付金

- ▶支給対象者 平成28年1月1日現在で、市内に住民票があり、平成28年度市民税が課税されていない人
- ▶給付額 1人につき3000円
- ※ただし、生活保護を受けている人や市民税が課税されている人に扶養されている人は対象になりません

○障害・遺族基礎年金受給者向け臨時福祉給付金

- ▶支給対象者 平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者で、平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金を受給している人
- ▶給付額 1人につき3万円
- ※ただし、「年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）」を受給した人は対象になりません

- ▶受付期間 9月1日（木）～平成29年3月1日（水）
- ▶受付場所 福祉課および有明支所
- ▶申請方法 申請書に必要事項を記入し、押印の上、必要書類を添付して福祉課または有明支所に申し込んでください（郵送可）
- ＜必要書類＞
 - ①支給対象者全員分の本人確認書類（運転免許証、健康保険証などの写し）
 - ②受取口座の通帳またはキャッシュカードの写し
 - ③印鑑

次のとおり臨時受付窓口を設置しますので、利用してください

場 所	申請受付日	受付時間
有明庁舎玄関ロビー	9月1日（木）・2日（金）	9時～16時
三会農村環境改善センター	9月5日（月）	
杉谷公民館	9月6日（火）	
森岳公民館	9月7日（水）	
霊丘公民館	9月8日（木）	
白山公民館	9月9日（金）	
安中公民館	9月12日（月）	

臨時受付窓口
を設置します



- ▶問い合わせ先 福祉課地域福祉班
(☎ 63-1111 内線 331)



「年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）」の申請は済んでいますか？

65歳以上を対象とした「年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）」の申請受付は8月16日（火）までです。支給対象者で申請が済んでいない人は、手続きを済ませてください。

なお、支給対象と思われる人には申請書などを送付していますが、届いていない人で該当すると思われる人など、詳しくは問い合わせてください。

- ▶給付額 1人につき3万円
- ▶支給対象者 昭和27年4月1日以前に生まれた人で、平成27年1月1日現在、市内に住民票を有し、平成27年度分の市民税が課税されていない人
- ※生活保護を受けている人や市民税が課税されている人に扶養されている人は対象になりません
- ▶申し込み・問い合わせ先 福祉課地域福祉班 (☎ 63-1111 内線 331)